

答 申 第 88 号
平成 21 年 11 月 17 日

財 務 大 臣
藤 井 裕 久 殿

関税等不服審査会
会長 水野 忠恒

答 申 書

平成 21 年 10 月 21 日付財関第 1186 号をもって諮問のあった関税法第 8 条第 2 項の規定に基づく過少申告加算税の賦課決定処分に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

意 見

A 税関長（以下「処分庁」という。）が平成 20 年 10 月 31 日付で行った関税法第 8 条第 2 項の規定に基づく関税の過少申告加算税賦課決定（過少申告加算税賦課決定第〇号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求については、これを棄却することが適当である。

理 由

1. 事案の概要

- (1) 平成 20 年 5 月 20 日、審査請求人の事務所は、B 国産冷凍豚肉に係る関税ほ脱の嫌疑で、A 税関調査部から、裁判所の発した搜索差押許可状による関税法第 121 条第 1 項の規定に基づく搜索を受けた。同税関調査部は搜索中に、同人が同日、同税関 C 出張所に対し B 国産冷凍豚肉（以下「本件貨物」という。）の輸入申告を行う予定であることを知った。また、搜索の結果、同税関調査部は輸入申告予定の本件貨物に係るものを含む関係書類を差し押えた。
- (2) 同日、審査請求人は、A 税関 C 出張所に対し、本件貨物の輸入申告（以下「当初申告」という。）を行った。当初申告は、同出張所による審査の結

果、適正な価格で申告されていないとの疑義があることから、当初申告は輸入許可されず、審査が継続された。なお、同年〇月〇日に同出張所が廃止されたため、当初申告は、A税関業務部に引き継がれた。

- (3) 同年10月6日、審査請求人は、処分庁に対し、修正申告を行い、翌7日、処分庁は本件貨物の輸入を許可した。
- (4) 修正申告の関税額は〇円、当初申告の関税額は〇円であり、〇円の増差税額が発生した。同年10月31日、処分庁は審査請求人に対し、関税法第8条第2項の規定に基づき、本件処分を行った(過少申告加算税額〇円)。同年11月4日、同人は過少申告加算税を納付した。
- (5) 同年12月19日、審査請求人は、処分庁に対し異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- (6) 平成21年4月1日、処分庁は、本件処分は適法に行われたものであるとして、本件異議申立てに対し棄却の決定を行った。
- (7) 同月30日、審査請求人は、上記(6)の処分庁の決定を不服として、当該決定について財務大臣に対する審査請求を行い、同年5月28日、審査請求人は、審査請求に係る処分を本件処分とする審査請求書の補正書を提出した(以下「本件審査請求」という。)

2. 審査請求人の主張

(1) 処分庁による課税価格の指示

イ. 審査請求人は、平成20年5月19日、従前と同一の輸入契約形式内容及び輸入方式でA税関業務部に通関申告をしたが、今回に限って通関を拒否された。同年7月中旬頃、同人は同税関調査部職員から当初申告に係る輸入単価について、具体的な単価を指示された。その指示の趣旨は、このような単価として申請すれば通関を認めるという示唆であった。

ロ. 同年7月25日頃及び9月19日頃、審査請求人はA税関調査部職員に対し、指示された単価よりも高い単価で本件貨物の通関を求めたところ、拒否された。このような対応は、同税関調査部の意向に従わなければ、通関を許可しないという、不当な強権の発動である。

ハ. 本件異議申立ての決定書における「税関が本件貨物の単価を申立人に示して課税価格を提示した事実はなく、かつ課税価格を補正した修正申告についても、申立人が自らの意思で行ったもの」との認定は、重大な事実誤認である。

(2) 事後審査主義違反

- イ. 本件について審査請求人の納税申告は、自主的納税申告によるべきもので、納税額は輸入者の責任と計算に基づきなされるものである。税関はそのようにして申告納税された件につき、事後に納税についての適正・不適正を審査し、不適正な申告者に対し然るべき行政処分をする権限を有している。
- ロ. 本件は、審査請求人が納税申告を行ったA税関業務部から、通関納税後の事後調査を担当する調査部に移されたという誤りがあり、同税関調査部職員による輸入単価の指示は、実質的には更正決定と同然の措置であり、事後審査主義に反している。

(3) 過少申告加算税の要件の欠如

- イ. 本件異議申立ての決定において、「当初申告について調査部職員の調査を受けており、やがて更正に至るであろうことを予知できたことから、本件修正申告は更正を予知していなかったとはいえない」旨を説示している。
 - ロ. 審査請求人は、税関の価格指示を極めて遺憾としており、だからこそ7月25日と9月19日に単価について伺いをたてたのであり、税関が7月中旬頃に示した単価の指示が更正決定の内容になるとは思っていない。もし更正決定がなされうるものであり、それが調査部職員の指示した価格だと思っていたなら、7月25日の時点でその旨修正申告したはずである。
 - ハ. 税関は単価を指示したことはないと否認する一方で、「審査請求者はやがて更正決定に至るであろうと予知できた」と主張するのはどのような根拠に基づくものか。
- ニ. 本件での税関の対応は、審査請求人に困惑を与えるのみであり、同人は、倉庫代等の経費がかさむ実情の中で税関の意のままに対処せざるを得なかったものにすぎず、過少申告について故意も過失も存在しない。

(4) 憲法違反

- イ. 審査請求人が行ってきた冷凍豚肉の輸入販売は、平成18年2月から継続して行われてきたものであり、輸入豚肉の単価は基準価格に近い価格を設定してきた。他の業者も同じ扱いをしており、審査請求人及び他の業者もこの2~3年間、税関から何の異議なく通関を許可されてきた。
- ロ. ところが、今回、何ら行政指導なく、審査請求人を含むグループに税関の強制捜査が行われ、壊滅的打撃を与える措置がなされた。今回のA税関の対応は、当該グループの消滅を図った意図的なものであり、税関の行政処分の裁量範囲を逸脱している。
- ハ. 現行の関税法の規定により、本件のA税関のような対応がなされたら、冷凍豚肉輸入業は、常に赤字にならざるを得ない。A税関はこのような実情を知りながら審査請求人を含むグループを狙い打ちしたのであり、平等原則違反の憲法違反行為である。

3. 当審査会の判断

(1) 過少申告加算税の要件について

- イ. 本件処分については、少なくとも審査請求人から修正申告があったこと及びその申告に係る関税についての調査があったことについて争いはないものと認められる。一方、同人は、課税価格の指示があったとするA税関調査部との一連の面会等を通じて、単価の指示が更正決定の内容になるとは思っていなかった旨を主張している。そこで、本件処分が過少申告加算税の賦課要件を充足しているかどうかについて、まず最初に検討する。
- ロ. 本件審査請求の対象となっている過少申告加算税の賦課決定は、関税法第12条の2第1項の規定によるものであり、修正申告がされたときは、当該納税義務者に対し当該修正申告に基づき納付すべき税額に過少申告加算税を課することとされている。また、過少申告加算税は、同条第4項により、「修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない」とされている。
- ハ. 上記過少申告加算税の適用除外の規定は、国税通則法第65条第5項にも設けられており、その趣旨としては、「課税庁の調査以前に、換言すると、課税庁に手数をかけることなく自ら修正または申告をした者に対しては、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税のごときは徴収せず、課税庁の調査以前における自発的申告または修正を歓迎し、称揚せんとしてかかる規定を設けたものと解すべきである」と解されている（昭和29年12月24日大阪地判）。関税法第12条の2第4項の規定の趣旨も同様であると考えられる。

したがって、申告者が、税関による何らかの調査によって申告価格に疑義がある旨の指摘を受け、修正申告を行った場合には、具体的な更正価格を予知していたかどうかに関わらず、当該修正申告は「更正があるべきことを予知してされたものでないとき」には該当しないと解すべきである。

ニ. 本件においては、前記ハ. の解釈を裏付ける以下の事情があることが認められる。

- ① 過去の申告のほか、当初申告が関税ほ脱の嫌疑の調査対象になっており、裁判所の許可状に基づく捜索の結果、当初申告に係る関係書類が差し押さえられている。
- ② A税関調査部職員による審査請求人に対する事情聴取報告書及び同税関調査部職員と同人又は同人の弁護人との面談録に、同税関調査部職員から当初申告により申告された価格ではなく、適正な価格で申告する必要があること及び適正な価格の算出方法について説明を受けた旨の記述がある。

③ 審査請求人自身が審査請求書において、本件について当初申告による価格が高価格過ぎるとして通関を拒否されたと述べており、かつ、A税関調査部職員から当初申告による価格とは異なる本来申告すべき価格を指示されたと主張している。

④ 修正申告がなされるまで、当初申告に係る輸入が許可されず、審査が継続していた。

ホ. 上記の事情を総合的に勘案すると、本件については、修正申告以前に処分庁は審査請求人に対して、調査により当初申告による価格に疑義がある旨の指摘を行っており、かつ、審査請求人においても処分庁より当該指摘を受けたことを認識していたと認められることから、本件修正申告は、「更正があるべきことを予知してされたものでないとき」には該当しないと認められる。

へ. 以上から、本件処分は要件を欠く違法な処分ではないことから、審査請求人の主張には理由がないと認められる。

(2) 処分庁による課税価格の指示に関する主張について

審査請求人は、A税関調査部職員から課税価格の指示があったと主張しているが、仮にそうであったとしても同人の修正申告が更正を予知して行われたものである限り、過少申告加算税賦課の適法性に影響を与えることとはならないことから、同人の主張は失当である。

(3) 事後審査主義に違反するという主張について

審査請求人は、A税関調査部職員による課税価格の指示は、実質的には更正決定と同然の措置であり、事後審査主義に反している旨を主張している。しかし、輸入申告が行われた後、輸入許可前であっても、税関が更正を行い、又は、修正申告を受けて、これらに基づき納付すべき税額に過少申告加算税を賦課することに、関税法第12条の2第1項に照らし特段の問題はなく、実際にも行われているものである。また、仮に同人が主張するようにA税関調査部職員が同人に対し価格を示したとしても、それが更正処分に該当しないのは明らかであり、同人の修正申告が更正を予知して行われたものである限り、過少申告加算税賦課の適法性に影響を与えることとはならないことから、同人の主張は失当である。

(4) 憲法違反であるという主張について

審査請求人は処分庁の対応が平等原則違反の憲法違反行為であると主張するが、上記(1)のとおり本件処分は法律の要件に基づき、適法に行われたものであり、また、同人の輸入申告のみを恣意的に取り扱ったものとは認められない。したがって、同人の主張には理由がないと認められる。

4. 結論

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、審査請求を棄却することが相当であると考えます。